島根県建築基準法施行条例新旧対照表

（第18条関係）

改　正　後	改　正　前
島根県建築基準法施行条例 （昭和48年３月27日 島根県条例第20号）	
	（趣旨）
第１条～第16条　〔略〕	第１条　この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
	第２条～第10条　〔略〕
	（手数料）
	第11条　別表第４の左欄に掲げる者（市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。）は、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。
	２～４　〔略〕
	５　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。次項において「建築物省エネ省令」という。）第２条の規定が適用される建築物（同条第１項第２号若しくは第３号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。）第11条第１項若しくは第12条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第２項若しくは第30条第８項（建築物省エネ法第31条第２項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。）第10条第９項若しくは第54条第８項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を除く。）について、法第６条第１項の規定に基づく建築確認又は法第18条第３項の規定に基づく審査を受けようとする者（市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。）は、別表第６の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しな

附　則　〔略〕

別表第１～別表第３　〔略〕

別表第４（第11条関係）

１　〔略〕 ⑴　〔略〕	

ければならない。

６　建築物省エネ省令第２条の規定が適用される建築物で、法第６条第１項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第３項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第１項若しくは第12条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第２項若しくは第30条第８項（建築物省エネ法第31条第２項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第10条第９項若しくは第54条第８項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する完了検査（以下この項において単に「完了検査」という。）を受けようとする者（市長若しくは市の建築主事若しくは建築副主事に対して申請し、若しくは通知しようとする者又は島根県を除く。）は、別表第６の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第５条第１項に規定する建設住宅性能評価（特定建築行為（建築物省エネ法第11条第１項に規定する特定建築行為をいう。）に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）を受けた住宅について完了検査を受けようとする場合にあっては、この限りでない。

第12条～第16条　〔略〕

附　則　〔略〕

別表第１～別表第３　〔略〕

別表第４（第11条関係）

１　法第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認又は法第18条第３項の規定に基づく審査を受けようとする者 ⑴　⑵に掲げる場合以外の	

		場合	
ア　〔略〕	申請又は通知１件につき　9,050円	ア　床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　8,600円
イ　〔略〕	申請又は通知１件につき　16,600円	イ　床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　15,600円
ウ　〔略〕	申請又は通知１件につき　26,500円	ウ　床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　24,700円
エ　〔略〕	申請又は通知１件につき　28,900円	エ　床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　26,900円
オ　〔略〕	申請又は通知１件につき　38,100円	オ　床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　35,500円
カ　〔略〕	申請又は通知１件につき　68,600円	カ　床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　63,700円
キ　〔略〕	申請又は通知１件につき　115,000円	キ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　107,000円
ク　〔略〕	申請又は通知１件につき　208,000円	ク　床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　192,000円
ケ　〔略〕	申請又は通知１件につき　347,000円	ケ　床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　321,000円
コ　〔略〕	申請又は通知１件につき　612,000円	コ　床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知１件につき　567,000円
⑵　〔略〕		⑵　確認又は審査を受けようとする計画に法第87条の４の昇降機の設置を含む場合	

ア　〔略〕	昇降機１基につき⑴の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に25,100円を加算した額	ア　昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）	昇降機１基につき⑴の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に23,400円を加算した額
イ　〔略〕	昇降機１基につき⑴の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に15,200円を加算した額	イ　確認又は審査を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	昇降機１基につき⑴の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に14,300円を加算した額
２　〔略〕		２　法第87条の４において準用する法第６条第１項の規定に基づく確認又は法第18条第３項の規定に基づく審査を受けようとする者	
⑴　〔略〕	１の建築設備につき25,100円	⑴　建築設備を設置する場合（⑵に掲げる場合を除く。）	１の建築設備につき23,400円
⑵　〔略〕	１の建築設備につき15,200円	⑵　確認又は審査を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	１の建築設備につき14,300円
３　〔略〕		３　法第88条第１項又は第２項において準用する法第６条第１項の規定に基づく確認又は法第18条第３項の規定に基づく審査を受けようとする者	
⑴　〔略〕	１の工作物につき18,800円	⑴　工作物を築造する場合（⑵に掲げる場合を除く。）	１の工作物につき17,700円
⑵　〔略〕	１の工作物につき11,700円	⑵　確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	１の工作物につき11,100円
４　〔略〕		４　法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者	
⑴　〔略〕		⑴　⑵及び⑶に掲げる場合以外の場合	
ア～ウ　〔略〕		ア～ウ　〔略〕	
エ　〔略〕	申請又は通知１件に	エ　床面積の合計が200	申請又は通知１件に

	つき　43,700円	平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	つき　41,000円
オ　〔略〕	申請又は通知１件につき　46,800円	オ　床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　44,000円
カ　〔略〕	申請又は通知１件につき　59,000円	カ　床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　55,000円
キ　〔略〕	申請又は通知１件につき　68,400円	キ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　64,000円
ク～コ　〔略〕		ク～コ　〔略〕	
⑵　〔略〕		⑵　完了検査を受けようとする建築物が、法第７条の３第１項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合（以下この項において「中間検査を受けた場合」という。）	
ア　〔略〕	申請又は通知１件につき　13,800円	ア　床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　13,000円
イ　〔略〕	申請又は通知１件につき　21,600円	イ　床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　20,000円
ウ　〔略〕	申請又は通知１件につき　33,100円	ウ　床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　30,000円
エ　〔略〕	申請又は通知１件につき　43,300円	エ　床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　40,000円
オ　〔略〕	申請又は通知１件につき　46,300円	オ　床面積の合計が300平方メートルを超え、	申請又は通知１件につき　43,000円

		500平方メートル以内のもの	
カ　〔略〕	申請又は通知１件につき　57,700円	カ　床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　53,000円
キ　〔略〕	申請又は通知１件につき　66,400円	キ　床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　61,000円
ク　〔略〕	申請又は通知１件につき　120,000円	ク　床面積の合計が、2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　110,000円
ケ・コ　〔略〕		ケ・コ　〔略〕	
⑶　〔略〕	昇降機１基につき⑴の区分（中間検査を受けた場合にあっては、⑵の区分）に従い、それぞれ当該手数料の額に39,300円を加算した額	⑶　完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする建築物に法第87条の４の昇降機の設置を含む場合	昇降機１基につき⑴の区分（中間検査を受けた場合にあっては、⑵の区分）に従い、それぞれ当該手数料の額に37,000円を加算した額
４の２　〔略〕		４の２　法第７条の３第１項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けようとする者	
⑴　〔略〕	申請又は通知１件につき　13,700円	⑴　中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　12,900円
⑵　〔略〕	申請又は通知１件につき　20,900円	⑵　中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　19,600円
⑶　〔略〕	申請又は通知１件につき　31,800円	⑶　中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　29,700円
⑷　〔略〕	申請又は通知１件につき　41,400円	⑷　中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　38,500円

⑸　〔略〕	申請又は通知１件につき　42,800円	⑸　中間検査を行う部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　39,800円
⑹　〔略〕	申請又は通知１件につき　50,100円	⑹　中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　46,600円
⑺　〔略〕	申請又は通知１件につき　51,200円	⑺　中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請又は通知１件につき　47,600円
⑻～⑽　〔略〕		⑻～⑽　〔略〕	
５　〔略〕	１の建築設備につき　39,300円	５　法第87条の４において準用する法第７条第１項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査を受けようとする者	１の建築設備につき　37,000円
６～43　〔略〕		６～43　〔略〕	
備考 １・２　〔略〕		備考 １・２　〔略〕	
別表第５　〔略〕		別表第５　〔略〕	
別表第６（第11条関係）		別表第６（第11条関係）	
１　〔略〕		１　第11条第５項に規定する建築確認又は審査	
⑴　〔略〕		⑴　〔略〕	
⑵　〔略〕		⑵　建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第１号。以下この項において「基準省令」とい	

		う。）第１条第１項第１号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（基準省令第１条第２項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（基準省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物をいう。）の場合	
ア　〔略〕	24,400円	ア　住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
イ　〔略〕	38,400円	イ　住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	36,000円
ウ　〔略〕	60,700円	ウ　住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	57,000円
エ　〔略〕	77,700円	エ　住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	72,000円
２　〔略〕		２　第11条第６項に規定する完了検査	
⑴　〔略〕		⑴　〔略〕	
⑵　〔略〕		⑵　検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合	
ア・イ　〔略〕		ア・イ　〔略〕	
ウ　〔略〕	46,700円	ウ　住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,000円

エ　〔略〕	82,500円	エ　住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	77,000円
⑶　〔略〕		⑶　検査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分を除く。以下この号において同じ。）を有する場合	
ア　〔略〕		ア　〔略〕	
イ　〔略〕	17,100円	イ　非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
ウ　〔略〕	27,900円	ウ　非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,000円
エ　〔略〕	83,800円	エ　非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	78,000円
オ　〔略〕	132,000円	オ　非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	124,000円
カ　〔略〕	165,000円	カ　非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	153,000円
キ　〔略〕	206,000円	キ　非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	192,000円
⑷　〔略〕		⑷　〔略〕	